

鉛筆や消えるボールペンで記入しないでください

離婚届

令和〇〇年〇〇月〇〇日届

新潟市〇〇区 長

【新潟市の受付窓口】
◎平日8:30~17:30
区役所・出張所

◎上記以外の時間・休日
区役所
※時間外受付窓口でのお預かりとなります

【離婚届1（協議離婚）】
婚姻により氏（名字）を
変更した方が婚姻前の
氏（旧氏）に戻る場合

平成30年6月から 令和5年12月まで

新潟市江南区泉町3丁目4

番地 5 号

- 1. 農業だけまたは農業その他の仕事を持っている世帯
 - 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
 - 3. 企業・個人商店等（官公庁を除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
 - 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）
 - 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
 - 6. 仕事をしている者のいない世帯
- （国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）

【別居する前の世帯の主な仕事】

別居前の世帯で最も収入が多い方の職業に近いものを選択してください

【住所】

◎離婚届提出時点の住民登録地を記入します
◎離婚届と同日に住所変更手続きを行う場合は新しい住所を記入します

【（養）父母氏名】

亡くなられた方の氏名も記入します

【未成年の子の氏名】

親権を行う方を決定した上で、満18歳未満の子の氏名を記入します

(1) 氏名	夫 テイノ イチロウ	妻 テイノ ハナコ
生年月日	昭和62年11月11日	昭和62年7月7日
住所	新潟市江南区泉町3丁目4番5号 甲アパート101号	新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 乙アパート102号
本籍	新潟市秋葉区程島2009 番地1番	
(2) 筆頭者の氏名	丁野 一郎	
父母及び養父母の氏名	夫の父 丁野 春夫	妻の父 己山 秋雄
父母との続き柄	母 庚田 夏子	母 己山 美冬
(右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その欄の欄に書いてください)	養父 丁野 太郎	養母 丁野 次子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解
	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 請求の認諾
	<input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻	<input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
	新潟県長岡市大手通1丁目4 番地10番 筆頭者の氏名 己山 花子	
未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 丁野 希	父（夫）が親権を行う子 丁野 未来
	母（妻）が親権を行う子	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停がなされてきている子
(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが図のようにしるしをつけてください。	<input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1 台湾
2 パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき—調停調査の謄本
審判離婚のとき—審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき—和解調書の謄本
認諾離婚
判決離婚

【連絡先】

携帯電話、勤務先など日中連絡が取れる電話番号を記入してください

連絡先 電話 (080-XXXX-XXXX)

(10)

【届出人署名】
本人が記入してください

届出人署名	夫 丁野 一郎	妻 丁野 花子
(※押印は任意)	印	印

証人 (協議離婚のときだけ必要です)

署名 (※押印は任意)	辛川 憲一	壬岡 節子
生年月日	昭和20年5月5日	昭和35年12月25日
住所	新潟市西区寺尾東3丁目14番41号	山形県山形市旅籠町2丁目3番25号
本籍	新潟市南区白根 1235 番地 番	福島県福島市五老内町 3 番地 番

【証人】

◎証人は2人必要です
◎成人の方であれば親族、知人などなくても証人になれます
◎証人本人が署名欄を含め、全ての欄を記載してください

【婚姻前の氏にもどる者の本籍】
旧氏に戻る方（夫・妻）の欄にチェックをしてください。
◎「もとの戸籍にもどる」場合は、婚姻前の本籍を記入してください。
◎「新しい戸籍をつくる」場合は、希望する新しい本籍を記入してください。
新しい本籍は、日本国内の現存する土地の地番または住所の街区符号（※）であればどこでもおこなうことができます。
※住所の街区符号：住居表示が実施されている地区の住所のうち、○番までの表記のこと 例：「新潟市北区東栄町1丁目1番」

未成年の子がいる場合は、次の□の離婚後の子育ての分担について
 取決めをしている。 □まだ、決まていない。
子育ての分担：子の身の回りの世帯を共同で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。
親子交流で交流するにしている場合

【届出する際の注意点】
1 本人確認書類
本人確認を行いますので、可能な限り「マイナンバーカード」「運転免許証」「旅券」などの公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類1点をお持ちください。また、氏や住所に変更がある方は「マイナンバーカード」をお持ちください。

2 住所変更の手続き
離婚届とは別に手続きが必要です。（平日の開庁時間のみ受付）
離婚届と住所変更手続きは同時に手続きできます。詳しくはお問い合わせください。

3 休日・夜間の届出
休日（土・日曜・祝日、年末年始期間）及び夜間の届出は、各区役所の時間外受付窓口でお預かりし、職員の手配は翌開庁日以降となります。記載漏れや記載誤りがないように、平日の開庁時間に戸籍担当窓口で事前の確認（事前審査）を受けることをお勧めします。

4 お知らせ
以下の場合、事前にお近くの戸籍担当窓口にご相談ください。
・外国籍の方と離婚する場合
・離婚と同時に養子縁組を解消（養子離縁）したい場合

日本司法支 無料で提供 【法テラス】